

(様式2)

「道路法に基づく道路標識の寸法に関する条例(仮称)」案の概要について

1. 条例制定等の背景等

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)が公布され、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」といいます。)が改正されました。

これまで国の省令で全国一律に定められていた標識令に基づく市道の標識の寸法及び文字の大きさの基準について、地方分権改革の観点から、省令で定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることになりました。

2. 条例制定の対象

対象となる道路は、京丹後市が管理する市道です。(国道、府道は対象外です。)

3. 条例制定の基本的な考え方

高齢者の免許保有者や交通事故件数が増加している状況を踏まえ、京丹後市では、誰もが分かりやすい標識の整備が必要と考えています。

4. 制定する条例の主な内容

道路法第45条第3項の規定により、市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。)の寸法を定めることとします。

(1) 道路法に基づく道路標識の寸法に関する基準

国の基準において標識の寸法及び文字の大きさの基準が定められており、市道の標識については、国の基準と同様に規定します。

(2) 省令(国の基準)

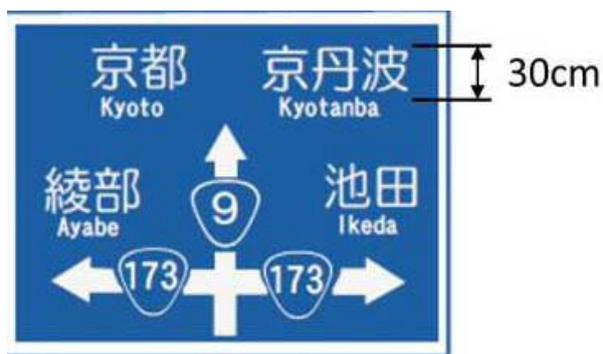
標識の様式において寸法の基準が定められており、標識の寸法及び文字の大きさを拡大することについては規定されていますが、縮小することについては規定されていません。

(3) 現行制度と背景

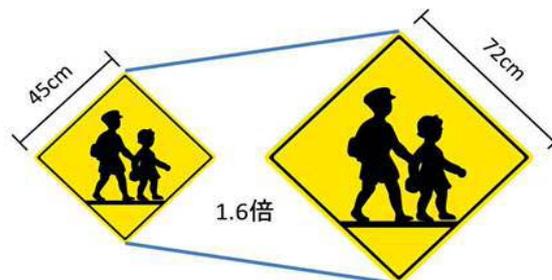
京丹後市では、視認性の向上による安全性の確保の観点から、現行の標識令(国の基準)の規定により、警戒標識の寸法や案内標識の文字の大きさについて拡大してい

ます。縮小については国の基準で規定されていないため、縮小するためには国の基準とは異なる独自の基準を定める必要がありますが、視認性の低下につながることから、京丹後市では縮小については規定しないこととします。

案内標識の文字の大きさの例



警戒標識の寸法の例



5. 施行期日について

平成25年4月1日から施行します。